

緊急事態宣言解除後の教育活動について

埼玉県に発令されていた「緊急事態宣言」が、10月1日(金)で解除されました。

解除後の本校での対応について以下のように取り組みます。

1 教育活動について

(1) 学校運営の基本方針

- ・感染症対策を徹底しながら教育活動を行います。

(2) 各教科等の指導について

・特に合唱、調理実習等の学習活動については、マスクの着用や身体的距離の確保等、感染予防対策を再徹底した上で実施します。

(3) 授業のオンライン配信について

- ・10月1日(金)からは通常の対面授業で行います。
- ・オンライン配信については、一旦終了とします。

(4) 学校行事(修学旅行等)について

・活動内容の工夫と感染防止の徹底を図るとともに、保護者の理解を得て、実施の可否も含めて慎重に判断します。

2 基本的な感染防止対策の徹底

(1) 健康観察の徹底

- ・日々の健康状態の確認のため、検温・健康観察を徹底します。
- ・発熱等の風邪症状が見られる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は、児童の登校を自粛していただきます。

(2) 手洗い・マスクの着用の徹底と適切な換気・保湿の実施

- ・手洗い及びマスクの正しい着用を徹底します。また、感染防止の効果が高いとされる「不織布」のマスクを推奨します。
- ・常時換気の徹底をします。

(3) 給食時の黙食の徹底

- ・給食時の会話は控え、黙食を徹底します。

(4) 陽性者発生時の学級閉鎖等の対応

・9月7日に配付しました「9月13日以降の学校の教育活動について(お知らせ)」のとおり対応していきます。

ご家庭での留意事項(ご協力をお願いします)

- ・毎日、検温や健康観察をお願いします。
- ・手洗い、正しいマスクの着用(鼻と口を隙間が無いように覆う)を徹底してください。
- ・お子様やご家族に発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校をお控えください。
- ・十分な睡眠、バランスのとれた食事等、健康的な生活を心がけさせてください。
- ・不要不急の外出は、控えてください。
- ・お子様及びご家族の感染(陽性)が確認された場合、及びPCR検査を受けた場合は、学校にお知らせください。
- ・ご家族の感染が確認された場合は、お子様に症状がなくても濃厚接触者の可能性が高いため、登校を控え、ご家庭で2週間の健康観察にご協力ください。
- ・お子様の陽性が確認された場合で、行動を共にしていた友達等がいた場合、関係保護者への連絡についても、保護者の方をお願いします。